

別添

## 1. 県外へ移動する場合

真にやむを得ない理由により、5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への移動を希望する場合は、余裕をもって事前に教務・学生課（教職員は総務課）に届け出をしてください。

## 2. 県外の実家等に滞在し、新潟県へ移動する場合

5都道県から新潟県に移動する場合は、余裕をもって事前に教務・学生課（教職員は総務課）に届け出をしてください。更に、大学に登校・出勤する場合は、2週間を目途に体温測定を行い、健康観察を行ってください。

※県をまたぐ移動にあたって、公共交通機関を利用する際は混雑を避けるなど感染防止に努めてください。なお、帰宅後は健康観察を行い、体調に変調が生じた場合は、大学へ速やかに報告し、帰国者・接触者相談センターに連絡して相談をしてください。また、同センターからの助言・指示を記録しておいてください。

○新潟県帰国者・接触者相談センター URL

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenko/corona-center.html>

**※1年生の基礎看護学実習 I が開始となりますが、全学生・教職員は、特に上記地域との往來の自粛をお願いします。**

担当：長岡崇徳大学 教務・学生課  
総務課